

第4 高裁による地公法の理解は誤っていること

1 はじめに

第3で述べたとおり、高裁は、高年法が、労働者に定年退職前後で全く別個の職種に属する業務を提示することを禁止していると判断しました。

その判断自体、高年法の趣旨に反する判断であり、相当でないといえますが、高裁はさらに、別個の職種に属するか否かの判断に当たり、地公法57条が、一般行政職員と単純労務職員を、職務内容によって区別して異なる取り扱いをしていると判断しています。

そのうえで、原告の定年退職前の職務内容は一般行政職員に該当し、原告の継続雇用時に提示された職務内容は単純労務職に該当するため、原告の定年退職前の職務と継続雇用時の職務とは、全く別個の職務内容に属すると判断しています。

すなわち、高裁は、地公法57条が一般行政職員と単純労務職員の職務内容により区別していることを前提として、本件会社が定年退職前と異なる職務内容を提示したことは許されないと判断しています。

しかしながら、地公法は、一般行政職員と単純労務職員とを職務内容により区別していません。

そのため、地公法を前提として、原告の定年退職前後の職務内容が別個の職務内容であるとした高裁の判断は、法解釈を誤ったものといえます。したがって、この点においても高裁の判断は相当ではありません。

以下詳述します。

2 高裁は、地公法が職務内容に着目した区別をしていることから、原告の定年退職前後の職務内容が異なると判断しているが、疑問があること

(1) はじめに

高裁は、地公法が職務内容に着目して一般行政職員と単純労務職員とを区別していることを前提に、原告の定年退職前後の職務内容は全く別個の性質であると判断しています。

しかしながら、地公法が職務内容に着目して、一般行政職員と単純労務職員とを区別しているという点には疑問があります。

(2) 高裁の判断内容

高裁は、「地方公務員法」が「職務の内容」について「一般行政職員に従事する者とは全く異なった取扱いをしている」ことを根拠として、定年後の職務の内容を、定年退職前の職務である「一般行政職員に従事する者とは全く異なった」単純労務職員としてのものであり、定年退職前と定年後とは職務の内容につき「全く別個の職種に属する性質のもの」と認定しています。

すなわち、高裁は、地公法が職務の内容について一般行政職員と単純労務職員とで全く異なった取扱いをしていることを根拠として、本件会社が本件従業員に提示した定年後の職務内容は、定年退職前の一般行政職員に相当するものとは全く異なる単純労務職員に相当するものであり、定年退職前と定年後とは全く異なる職種であると認定しているのです。

高裁判決の一部引用

そして、被控訴人会社が控訴人に提示した職務内容は、上記のとおり、控訴人のそれまでの職種に属するものとは全く異なった単純労務職員としてのものであり、地方公務員法がそれに従事した者の労働者関係につき一般行政職員に従事する者とは全く異なった取扱いをしていることから明らかなように、全く別個の職種に属する性質のものであると認められる。

(3) 高裁の判断に疑問があること

このように、高裁は、地公法が職務内容に着目していることを前提に、原告の定年退職前の職務は一般行政職員に、定年後の職務は単純労務職員にあると判断しています。

しかしながら、次に述べるとおり、地公法は職務内容で一般行政職員と単純労務職員とを区別していません。

それにもかかわらず、高裁は地公法を根拠に一般行政職員と単純労務職員とが職務内容の異なるものであると判断しています。この点で、高裁の判断には疑問があります。

2 地公法は、職務内容により一般行政職員と単純労務職員とを区別していないこと

(1) はじめに

地公法57条は、一般行政職員と単純労務職員とを、両者の職務内容に着目して区別していません。地公法が、一般行政職員と単純労務職員とを区別しているのは、両者に職務内容の違いがあるためではないのです。

そこで、一般行政職員と単純労務職員との職務内容の違いがあるかどうかを検討するために、職務内容の中心的な内容であるそれぞれの職務の難易について給与額について比較して検証していきたいと思えます。

(1) 職務の難易に違いはないこと

ア はじめに

まず、それぞれの職務の難易について検討しますが、以下の通り、一般行政職員と単純労務職員とにおいて、職務の難易に違いはないといえます。

イ 単純労務職員の職務内容は単純な職務とはいえないこと

単純労務職員の例として、政令は修理工を列挙しています。

修理工は、自動車の整備や故障個所の修理を行う職業です。自動車を修理するためには、自動車の内部の構造や、钣金・部品交換の手順などに関する専門的な知識が必要です。また、自動車の構造は複雑かつ精密であるため、自動車が安全に走行できるよう十分な修理をするためには、高度な技術が必要です。このように、修理工は専門的な知識や高度な技術が必要な仕事であるため、単純な仕事とはいえません。すなわち、単純労務職員の職務にも、修理工のように単純な職務とはいえないものがあるといえます。

ウ 一般行政職員の職務内容は単純な職務とはいえないこと

他方で、一般行政職員の例として、地方公共団体の窓口で住民票の写しを交付する職務があります。

住民票記載の氏名・住所等は重大な個人情報であるため、取り扱いについての配慮や個人情報保護への理解が必要不可欠です。また、住民票には重大な個人情報が記載されていることから、交付ミスの防止や本人確認の徹底が要求され、厳格な手続が必要です。

このように、住民票の写しを交付する職務は、個人情報保護への配慮・理解や厳格な交付手続の順守が求められるため、単純な職務ではありません。

エ 職務の難易に違いがないこと

以上の通り、職務の難易という観点からすれば、修理工及び住民票の写しを交付する職務は、いずれも職務遂行に際し注意すべき点があり、実行は容易ではありません。そのため、一般行政職員の職務と単純労務職員の職務とを、その難易により比較することはできません。

そのため、一般行政職員と単純労務職員について、職務の難易により比較することはできないため、一般行政職員と単純労務職員とは、職務の難易により区別されているとはいえません。

(2) 給与額は異なること

ア はじめに

次に、給与額について検討しますが、以下の通り、一般行政職員と単純労務職員とは、給与額について、制度上の給与額も実際に支給される給与額も大きな差はありません。そのため、両者の給与額は異なるといえます。

イ 制度上、給与額に大きな差は設けられていないこと

一般行政職員と単純労務職員の給与額は条例により制度として定められていますが、制度上、両者の給与額に大きな差は設けられていません。

例えば、名古屋市では、一般行政職員と単純労務職員の給与額に大きな差を設けない条例を制定しています。

すなわち、名古屋市の「職員の給与に関する条例」をみると、号給が1号の一般行政職員の給与月額、1級139,500円、2級154,500円、3級215,000円、4級229,500円、5級244,300円とされています。

別表第1 行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	139,500	154,500	215,000	229,500	244,300

6級	7級	8級	9級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
271,600	323,900	393,600	412,800

【職員の給与に関する条例別表第1 行政職給料表

(http://www.reiki.city.nagoya.jp/reiki_honbun/i502RG00000297.html#e000075724)】

これに対し、号給が1号の単純労務職員の給与月額は、1級127,900円、2級144,400円、3級200,900円、4級226,200円とされています。

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	127,900	144,400	200,900	226,200

【職員の給与に関する条例附則別表第3 技能労務職員給料表

(http://www.reiki.city.nagoya.jp/reiki_honbun/i502RG00000297.html#e000075724)】

以上の通り、名古屋市では、一般行政職員の1号の給与月額、単純労務職員の1号の給与月額よりも、1級について11,600円、2級について10,100円、3級について14,100円、4級について3,300円高くなっていますが、両者の給与額の差は、4級1号で3,300円であり、単純労務職員の4級1号の給与額の約1.45%程度と小さなものとなっています。

1級：139,500円－127,900円＝11,600円

2級：154,500円－144,400円＝10,100円

3級：215,000円－200,900円＝14,100円

4級：229,500円－226,200円＝3,300円

$3,300円 \div 226,200円 \div 1.458\%$

そのため、制度上、一般行政職員と単純労務職員の給与額に大きな差は設けられていないといえます。

ウ 実際に支給されている給与額に大きな差はみられないこと
一般行政職員と単純労務職員とに実際に支給されている給与額を調査した結果を見ると、両者に支給される給与額には大きな差がありません。
例えば、名古屋市では「名古屋市職員給与実態調査の概要」を公表しています。これは、名古屋市の全職員を対象に給与の支給額を調査し、結果をまとめたものです。これをみると、一般行政職員の給与額は「行政職給料表」に記載されています。そして、全平均給与額は「平均給与」の「計」欄に375,640円と記載されています。

1 行政職給料表

級	職員数	平均給				
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当
	人	円	円	円	円	円
計	9,592	375,640	325,801	7,130	7,077	34,036

与		平均扶養 親族数	平均 年齢	平均 勤続年
住居手当	その他			
円	円	人	歳	年
1,568	28	0.7	40.5	17.1

【名古屋市職員給与実態調査の概要

http://www.city.nagoya.jp/jinji/cmsfiles/contents/0000097/97318/29_san kou_shokuin.pdf】

他方、単純労務職員の給与額は「技能労務職給料表」に記載されています。そして、全平均給与額は「平均給与」の「計」欄に394,821円と記載されています。

9 技能労務職給料表

級	職員数	平均給				
		計	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当
	人	円	円	円	円	円
計	2,633	394,821	346,345	10,775	0	35,712

与		平均扶養 親族数	平均 年齢	平均 勤続年
住居手当	その他			
円	円	人	歳	年
1,989	0	1.0	49.0	21.9

【名古屋市職員給与実態調査の概要

http://www.city.nagoya.jp/jinji/cmsfiles/contents/0000097/97318/29_san kou_shokuin.pdf】

このように、全平均給与額は、一般行政職員よりも単純労務職員の方が19,181円高くなっていますが、その差額は単純労務職員の給与額の約4.86%程

度であり、大きな差は見られません。

$$\begin{aligned} & 394,821\text{円(単純)} - 375,640\text{円(一般)} = 19,181\text{円} \\ & 19,181\text{円} \div 394,821\text{円} \approx 4.858\% \end{aligned}$$

以上のとおり、一般行政職員と単純労務職員に実際に支給されている給与額に大きな差は見られないばかりか、むしろ一般行政職員よりも単純労務職員の方が高くなっています。

ウ 一般行政職員と単純労務職員の給与額は異なること

以上のとおり、一般行政職員と単純労務職員の給与額について、制度上大きな差は設けられていません。また、実際に支給されている給与額にも大きな差は見られず、むしろ単純労務職員の方が高額になっています。そのため、一般行政職員と単純労務職員の給与額は異なるといえます。

(3) 小括

以上の通り、一般行政職員と単純労務職員とでは、職務の難易は異なるといえます。また、給与額でも、一般行政職員と単純労務職員との間では制度上も実際の支給額も大きく異なる取り扱いはされていません。むしろ、実際の支給額の平均は、単純労務職員が一般行政職員を上回っています。

これらのことからすれば、一般行政職員と単純労務職員の職務内容の中心である職務の難易及び給与額は、異なるといえます。

そのため、地公法は両者を職務内容により区別していないといえます。

3 地公法は、一般行政職員と単純労務職員を行政事務に関わるか否かにより区別していること

(1) 地公法57条の条文解釈からは行政事務に関わるか否かにより区別しているといえること

単純労務職員については、地公法57条が定義づけています。同条文の解釈からすれば、地公法は、一般行政職員と単純労務職員を行政事務に関わるか否かにより区別しているといえます。

57条によれば、単純労務職員とは、「単純な労務」に従事する職員をいいます。この「単純な労務」の範囲について、総務省は、「単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令」(以下「政令」といいます。)で定められた単純労務職員の範囲と一致するとしています。

単純労務職員の範囲は解釈上、昭和27年9月30日に失効した「単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令（昭和26年政令第25号）で定められていた範囲と一致するものとされている。

【技能労務職員の法的位置付け

（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ginou_kyuyo/pdf/080414_1_si1_2.pdf）】

そして、政令は、単純労務職員とは「各号の一に掲げる者の行う労務を行うものうち」「行政事務を担当する者以外の者」をいうとしています。すなわち、政令は、行政事務を担当する者以外の者が単純労務職員に当たると定義していません。

単純な労務に雇用される職員とは、一般職に属する地方公務員で左の各号の一に掲げる者の行う労務を行うものうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者をいう。

【単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令】

行政事務を担当する者以外の者が単純労務職員であることからすれば、単純労務職員とは、行政事務を担当しない職員すなわち行政事務に関わらない職員であるといえます。

このように、地公法は、単純労務職員すなわち「単純な労務」に従事する職員とは行政事務に関わらない職員というように定義しています。

他方、一般行政職員は、一般職のうち行政事務に関わる職員をいいます。

このように、単純労務職員について定義している地公法57条の解釈からすれば、一般行政職員及び単純労務職員とは、行政事務にかかわるか否かにより区別がなされています。

（2）単純労務職員に政治的行為を認めた地公法の趣旨からすれば、地公法が行政事務に関わるか否かにより区別しているといえること

単純労務職員に政治的行為を認めるという地公法の趣旨からすれば、地公法は、一般行政職員と単純労務職員とを、行政事務に関わるか否かにより区別しているといえます。

地公法37条は、公務員の政治的行為を禁止しています。しかし、地公法57条により、単純労務職員には地公法が適用されません。そのため、単純労務職員には公務員の政治的行為を禁止した地公法36条が適用されません。つまり、単純労務職員には政治的行為が認められています。

地公法が公務員の政治的行為を禁止しているのは、行政事務に関わる公務員が政治的行為を行うことにより、行政の中立が保たれなくなり、住民の行政に対す

る信頼が失われるからであるといえます。しかし、行政事務に関わらない公務員であれば、政治的行為を行ったとしても行政の中立は保たれることとなります。そのため、行政事務に関わらない公務員に政治的行為の自由を認めても問題ないこととなります。

このことから、地公法は、行政事務に関わらない職員を一般行政職員と区別して単純労務職員と定義した上で、単純労務職員に政治的行為を認めているといえます。

以上のとおり、地公法は、行政事務に関わらない単純労務職員に対し、公務員に禁止されている政治的行為を認めるために、一般行政職員と単純労務職員とを行政事務に関わるか否かにより区別しているといえます。

(3) 小括

以上のとおり、地公法57条の解釈からすれば、地公法は、一般行政職員と単純労務職員を行政事務に関わるか否かにより区別しているといえます。

また、単純労務職員に政治的行為を認めるという地公法の趣旨からしても、地公法は、一般行政職員と単純労務職員を行政事務に関わるか否かにより区別しているといえます。

そのため、地公法は、一般行政職員と単純労務職員を行政事務に関わるか否かにより区別しているといえます。

4 本件従業員の定年退職前の職務と継続雇用時の職務とは、いずれも単純労務に該当すること

以上の通り、地公法上、一般行政職員と単純労務職員とは、その職務が行政事務にかかわるか否かにより区別されます。しかしながら、本件従業員の職務は、いずれも民間企業における職務であり、行政事務に関わらない職務です。

この点、トヨタ自動車の中心的な業務である自動車の生産は、わが国の基幹産業といえるほどの規模のものであり、高度かつ先進的な技術・ノウハウに基づくものです。しかしながら、トヨタ自動車の業務はいずれも行政事務に関わらないものであるため、単純労務職員に該当することとなります。

このように、原告の定年退職前の職務と継続雇用時の職務とは、いずれも単純労務に該当します。

5 本件について、地公法を前提に、全く別個の職務内容であると判断したことは誤りであること

以上のとおり、一般行政職員と単純労務職員とは、行政事務に関わらない公務員に政治的行為の自由を認めるという観点から、行政事務に関わるか否かによってのみ区別されています。

現に、一般行政職員と単純労務職員とは、職務の難易による区別はされていませ

ん。また、給与面での待遇について、制度及び支給額をみても大きな差は設けられていません。

そして、本件従業員の定年退職前の事務職と定年後の清掃業務は、いずれも行政事務に関わらないため、単純労務職員に該当するものです。

しかし、高裁は、地公法の一般行政職員と単純労務職員との職務内容の違いに着目して、本件従業員の定年退職前と後の職務が全く別個の職務内容であると判断しています。

このように、地公法の一般行政職員と単純労務職員との職務内容の違いに着目して、両者は全く別個の職務内容であると判断した高裁の判断は誤っているといえます。